

ナチズムの長い影

—1945年以降のドイツにおける過去をめぐる政治と記憶の文化*

ラインハルト・リュールupp

西山暁義訳

ドイツの政治と社会におけるナチズムの過去との取り組みはまさに模範的である。一近年外国の観察者たちは、よくこのように言います。実際、ドイツにおいて、ナチズムの犯罪、その加害者と被害者の歴史は、きわめて精力的に、かつ高い学問的水準において研究されています。一般に教科書は正確な情報を提供しており、同時にナチ時代についての明確かつ規範的な叙述において際だっています。ラジオやテレビの番組、映画や文学、展示や博物館、講演や討論においても、ナチズムと第二次世界大戦の歴史は、あらゆる側面から、そしてまたたえず新たに起こる論争とともに、公共の場で議論されています。そしてこれらすべての努力には、関心を持った注意深い聴衆が存在します。連邦、州、そして市町村のレベルにおける公的な政策もまた、ナチズムの過去に対する注目すべき感受性によって際だっています¹。

とくに注目に値するのは、ナチズムの犠牲者の記憶、さらには加害者の記憶のための記念碑と記念施設の数、絶えず増加しているという事実です。ドイツでは今日、こうした記念、慰霊、学習の場は、ブーヘンヴァルト、ダッハウ、ザクセンハウゼンといった大規模な強制収容所記念施設から、市民の名誉職的な活動によって支えられている自治体の施設や、都市の園芸課や公安局の管轄下にある小さな記念碑施設にいたるまで、2000を優に超える数が存在します²。この公共の記憶の場所の、まさに「インフレーション」とでも呼ぶべき現象に対しては、懸念の声も時折聞かれますが、しかしここで思い出すべきは、それは戦没者慰霊碑と比べれば、取るに足らない数だということです。この戦没者慰霊碑はどんなに小さな自治体にも存在し、それによって第二次世界大戦まで、19世紀のいわゆる「国民統一戦争」における戦死者が記憶されてきました。そして数年前には、ハノーファーのような大都市には、少なくとも300以上の戦没者慰霊碑の存在が確認されています³。さらに言えば、ブーヘンヴァルトの解放記念碑を例外として、ナチズムのテロの犠牲者のための記念碑には、かつてのプロイセンの各州に存在した皇帝ヴィルヘルム記念碑や、それ以上に数の多いビスマルク柱やビスマルク塔の場合のように、周囲の景観を支配するようなものはありません。

さて、現状の総括が喜ばしいものである一方、1945年直後の20～30年間を振り返ると、幻滅、あるいはしばしば愕然とさせられることになります。3つの西側占領地区、そして旧連邦共和国において、ナチズムの歴史の批判的な見直しへの関心は、70年代に入ってもなお、紛れもなく小さなものでした。国民の大多数は空襲の夜や逃避行の際の、捕虜としての、あるいは戦後直後の「飢餓の時代」に受けた自分達の苦難にのみ関

心を向けていました。社会的な雰囲気の規定していたのは、強制収容所の生存者や、政治的、あるいは軍部の抵抗運動の関係者たち、あるいは亡命から帰還した数少ない者たちではなく、多くのかつてナチス党員だった者たちや、当時いわゆる「同調者 Mitläufer」だった人々たちでした。1948年10月には、ある西側地区での世論調査の結果、ドイツ人の57%はいまだに、ナチズムは「よい考え」であるが、「実行の仕方がよくなかった」、と考えていることが明らかになりました⁴。ナチ体制の不法で犯罪的な性格は、たしかにもはや否定することはできませんでしたが、その一方で、ドイツ国民の大半はただ欺されただけなのだ、という主張は堅持されていました。そのため、罪責を認めることは困難を伴うものでした。そこでは、「集団の罪」テーゼに対する反発だけではなく、ナチ独裁の犠牲者としてのドイツ人という定式化においても、人々は一致していたのです。

ドイツ連邦議会においても、長期間にわたりナチズムの過去をめぐって根本的な議論が行われたことは全くありませんでした。戦争犯罪人として有罪判決を受けた国防軍指導者の釈放の要求、中小のナチス幹部の職業上の再統合の要求、ドイツの戦争被害者の適切な生活保障や故郷を追われたドイツ人に対する「損失補償」の要求、こうした要求は議会においても容易に大多数の支持を得ることができたものでした。これに対し、1952年以降、生き残ったドイツのユダヤ人やイスラエル国家に対して支払われた「賠償」の履行については、ことはそれほど簡単ではありませんでした。それは、連邦首相アデナウアーが、野党である社会民主党の助けを得ることによって、ようやく実現にこぎつけることができたのです。他の犠牲者のグループや、ドイツ人によって他国で行われた破壊については、ほぼ完全と言っていいほど無視されていました⁵。こうした犠牲者の存在や破壊について語られる場合、国民の大多数は他者の苦難に対して、身の回りの人間の死や捕虜の境遇、空襲の夜や追放の恐怖といった、自分達の苦難を持ち出すことで相殺しようとしてきました。

アデナウアー政権下の外務省において、かつてのナチ党の党員であった外交官の数は、同省に1939年当時存在した活動的なナチ党員の数よりも多いものでした。そして同じことは、1939年の裁判官と、初期連邦共和国の裁判官の対比についても言えます⁶。ノルベルト・フライが、アデナウアー時代の「過去をめぐる政治」と名付けたものが第一に貢献したのは、ナチ体制の犠牲者の待遇改善ではなく、占領国による政治的「浄化」や非ナチ化措置、裁判によって職業上の地位を失っていた、かつての国民社会主義者たちの生活を物質的に保障するとともに、政治的にも統合することでした。たしかに規範的なレベルでは、初期の連邦共和国において、ナチズムと反ユダヤ主義に対し明確に一線が画されていました。しかし現実には、この境界は絶えず曖昧になるのが支配的な状況でした。1950年代半ばには、ほとんど誰も、自身のナチの過去を司法や国家によって追及されるのではないかと、という不安をもつ心配はなくなっていたのです。

このような状況の下、ナチの歴史の重要な場所を保存し、記念施設を新たに作ることにしても大きな関心はありませんでした。ベルゲン・ベルゼンやダッハウといった、かつての強制収容所に設置された記念施設においてさえ、西ドイツの政治と社会に

としては積極的な記憶の政治への明確な信条告白というよりは、煩わしい義務の遂行といったものでした。そして、1944年7月20日、クラウス・フォン・シュタウフェンベルクやルドヴィヒ・ベックらが命を落とした、ベルリンの「ベンドラー・ブロック」の中庭に1953年落成した記念施設も、奇妙なまでに慎ましやかなものでした。それに対し、ゲシュタポ本部や国家保安本部、民族法廷所在地、ヴァンゼー会議の建物、病人や障害者に対する殺害の指令が発せられた「T4作戦」の本部、あるいはユダヤ人移送の出発地となった集結地や駅など、ナチズムのテロの重要な場所は、1980年代から90年代になるまで、全くと言ってよいほど注目されることはありませんでした。根本的な政治的立場や政治綱領としての反ファシズムは、比較的小規模の少数派の関心事に過ぎなかったのです。圧倒的多数の人々は、成功を目指す民主的な社会は眼差しを前に向けるべきであり、過去を振り返る必要はないと確信していました。それゆえにまた、ナチの時代についていい加減終止符を打つべきだ、という要求が、繰り返し出されることになったのです。広範な世論に対する、できる限り包括的な啓蒙を目的とするような歴史政策は、この時期については当てはまりません。

これに対し、反ファシズムが当初からきわめて重要な役割を果たしたのが、ソ連占領地区(SBZ)と後の東ドイツ(ドイツ民主共和国)においてでした⁷。そこでは、西側においてよりも「第三帝国」からの制度的、人的連続性をはるかに明確に切断されることになり、社会の「非ナチ化」に結びついた変化は、新しい、ソ連の共産主義をモデルとする政治的、社会的秩序の建設のために利用されました。「ファシズムの犠牲者」は、同時に「ファシズムに対する闘士」である場合には、あからさまに表彰され、早くも1950年代半ばには、東ドイツ政府は「国民的記憶施設建設機関」を設置していました。こうした「国民的慰霊・記念施設」は、すでに1958年にはブーヘンヴァルトに、1959年にはラーフェンスブルック、そして1961年にはザクセンハウゼンに開設されることとなります。これは一方に再建された強制収容所建築を、他方にフリッツ・クレーマー、ヴァルデマール・ジメック、あるいはヴィリ・ランメルトといった東ドイツの指導的な芸術家によって製作された巨大な記念碑施設を配置した、巨大な複合建造物でした。それによってナチスの歴史の痕跡が確保され、歴史的な場所が可視化されることになりました。ただし、それは社会主義統一党(SED)のイデオロギーの意味において、作り直されたものでもありました。さらに1960年5月には、ベルリンで「ノイエ・ヴァッヘ」が、代表的な「ファシズムと軍国主義の犠牲者のための慰霊施設」として落成することになります。

旧連邦共和国では、再統一にいたるまで、その主張と財政的支出において、これらの記念施設に若干でも比較可能なものは何も存在しませんでした。他方で見過ごすことができないのは、東ドイツの反ファシズム的記憶政策は、冷戦下、アメリカ合衆国、そして「ファシズム」的と称された連邦共和国に対して、まさに思いのままに政治的に利用されていくことになったということです。警戒すべき「ファシズムの危機」は何よりも現在において、資本主義的な西側に存在すると考えられていました。そしてまた、この記憶の政治では、政治的理由によって強制収容所に収容された囚人グループの「赤い三角バッジ」が無制限に幅を利かせる一方、非共産主義者の囚人グループは—ユダヤ人

から社会民主党员、キリスト教徒から同性愛者にいたるまで—1980年代までまったくと言ってよいほど、表舞台に現れることがなかったのです。このような状況の下、「下からの」イニシアチブにとって活動の余地は存在せず、東ドイツの専門科学(歴史学)が影響力を行使する可能性もごくわずかでした。東ドイツの反ファシズムとは政治の管轄事項であり、それは最高レベルにおいて決定されるものでした。ナチズムの記憶は、「国民的慰霊・記念施設」の個々の展示板の文言にいたるまで、集権的に統制されていました。ようやく80年代の末になって始まった議論において、迫害と抵抗のニュアンスに富んだ叙述が求められ、集権的な前提が慎重に批判されるようになりました。

東ドイツの記憶政策は、その基本的性格において1989/90年まで変わることはありませんでしたが、旧連邦共和国では物事は当初ゆっくりと、そして次第に急速に変化していくこととなります。50年代末以降、ナチスの大量殺戮犯罪に対する大規模な裁判はますます世論の注目を集めるようになりました。まずは「(親衛隊)特別行動部隊」のメンバーに対する裁判が1958年ウルムで始まり、1961年にはイェルサレムでアイヒマン裁判が、そして1963年末にはフランクフルト・アム・マインでのアウシュヴィッツ裁判が、それぞれ開始されました⁸。60年代半ばからは、学生運動が彼らの大学の教員や親たちのナチ時代の過去について、「ガウンの下には千年のカビ」などの機知に富んだ挑発や、ときには視野の狭いファナティズムで、騒動を引き起こしました⁹。1933年に若き左派社会主義者としてノルウェーに逃れ、そこから反ナチ闘争に加わったヴィリー・ブランドの首相就任は、政治的な気候変動を導くこととなります。1970年12月、ワルシャワ・ゲッソーの蜂起記念碑の前でブランドが跪いたことは、ナチズムに対するドイツの政治の関係が変化したことを世界に示す象徴となりました。この新しい関係にとって、今や犠牲者との共感、国民的な罪責の認容、そして道徳的、政治的責任を引き受けることが決定的なものとなりました。しかし、そこには依然として、80年代のナチズムとの過去との取り組みにおいて特徴的なものとなる、社会的な原動力が欠けていました。歴史家であり、影響力のある資料蒐集家でもあったヨーゼフ・ヴルフは、ヴァンゼー会議の建物をナチズムの犯罪と反ユダヤ主義の研究センターの1つにしようと粘り強く試みましたが、1972年には失敗に終わりました。その後さらに20年の間、この歴史的建物はベルリン・ノイケルン地区用の林間学校寮として使われることとなります¹⁰。

1980年代初期から、ナチズムの過去との批判的取り組みは、急速に増加する、政治に積極的にかかわる市民たちの関心事になっていきます。多くの者にとって、アメリカのテレビシリーズ『ホロコースト』がそのきっかけでした。このドラマのドイツ語版は1979年に放映され、まさに圧倒的な成功を収めました¹¹。また他の者たちは、1982年にコール首相によって明言された内政面の「転換」が、ナチズムの矮小化と排除という形で、ドイツ史の廃棄物処理を目的とするのではないかと、という懸念を持っていました。ナチズムとその犯罪は、なによりもまずロシアにおけるポリシェヴィキ革命と内戦における犯罪、スターリンのテロへの対応であったのだ、というエルンスト・ノルテのテーゼによって引き起こされた、1986/87年のいわゆる「歴史家論争」も、この文脈に属しています¹²。当時の連邦共和国の世論には、ナチズムの過去はあまりに長い間排除

されており、今や長らく怠ってきたことを取り返すべき時期が来たという、広範なコンセンサスが形成されていました。その際何度も引用されたのが、ラルフ・ジョルダノの著作のタイトルであった「第二の罪」であり、そこではナチズムの遺産の批判的な見直しにおけるドイツ人の長年の無力さが厳しく批判されました¹³。

さらなる発展にとって大きな意味を持つことになったのは、この頃になって連邦共和国においても、スウェーデンやイギリスからはじまった新しい「歴史運動」が地歩を固めるようになったことです。この運動は、新しい種類の「歴史工房」だけでなく、他の多くの教会や労働組合、都市、自治体におけるイニシアチブによっても支えられていました¹⁴。これらすべてのイニシアチブに共通していたのは、歴史との取り組みを、大学や学校、行政にいるその職業上の担当者に任せるつもりはない、ということでした。つまりそれは、歴史とは歴史家に委ねるにはあまりに重大である、という確信をもった、草の根民主主義的な運動でした。それに代わるものとして主張されたのは、歴史を「下から」営むこと、歴史の痕跡を自分自身の生活や、経験の領域において確保していくこと、そして一見乗り越えられないように思われる、歴史書に書かれた「大きな歴史」と日常生活の間を橋渡しするということでした。それゆえ、突然「小さき民」の歴史や歴史的な出来事の場所に関心が向けられるようになりました。連邦共和国において、そのようなイニシアチブの具体的なプロジェクトが、大部分ナチズムの時代にかかわるものであったということは、自然なことであるように思われました。まさに地域のレベルにおいてきわめて多くの出来事が排除され、最終的に忘却されてしまっていたからこそ、注目を集める発見が可能だったのであり、歴史に対する新しい批判的なアプローチがその独自の能力を証明することができたのです。

依然として残っていたユダヤ人の生活の証となる建築物は、今や保存されるようになり、地域における「アリア化の推移」が目に見えるものとなりました。ユダヤ人移送の場所には標識が付けられ、さらにまた強制収容所の外部収容所や収容所支部も再発見されました。たいていの場合荒れるに任せられ、ほとんどその存在が認識できなかったソ連兵捕虜の墓地も、整備されて立ち入り可能となり、加害者の場所も、ゲシュタポの場所から特別法廷、政治監獄にいたるまで確定されました。ユダヤ人の迫害と殺害、そしてまたそれぞれの地域のユダヤ人の歴史にかんする取り組みにとって、1938年11月の反ユダヤ暴動の50周年は1つの転換点となりました。この年には、ほとんど数え切れないほどの活動が行われ、その成果は展示や出版物、建物の再建、記念碑の建立、記念銘板の設置や街路や広場の新しい命名となって現れました。ただし、ここでは問題はもはやユダヤ人のことだけではありませんでした。このころになると、注目はそれまで軽視されてきた犠牲者のグループ、いわゆる「忘れられた犠牲者たち」にも向けられるようになりました。すなわち強制断種の犠牲者や安楽死殺害の犠牲者、同性愛者、シンティ・ロマ、エホバの証人の信者たち、ドイツ軍事法廷の犠牲者たち、そして何よりもソ連の戦争捕虜や多くの国から拉致された強制労働者たちのことです。

こうして1980年代までに連邦共和国にはある記憶の景観が成立しました。それはナチズムの歴史のいわゆる「真正な」場所に沿ったものであり、それゆえその構造にお

いて必然的に地域的に分散したものとなりました。この記憶の景観はその成立の大部分を市民のイニシアチブに負っていましたが、それはまた、新しい、民主主義的な歴史との取り組みの表現でもありました。ただし、その際見過ごしてはならないのは、市民のイニシアチブはたしかに企画を展開し、成果の大きな動員キャンペーンを始めることはできましたが、それぞれ必要な資金はほとんど常に、連邦、州、市町村の議会や政府、行政によって調達されたものであったということです¹⁵。

さらに付け加えると、新しい記憶の文化は、文書以外の史料や叙述形態が、これまでよりもはるかに大きな役割を果たすということによっても特徴付けられていました。保存された建築物、道路、門、壁、さらに廃墟もまた、失われた歴史が再び目に見えるようにするために利用されました。凶像史料、とくに写真は通常、文書史料よりも優先されることになりました。その証言価値はきわめて高く、しばしばあまりに高く評価されました。ここである意味新たに発見されたのは、歴史に対する伝記的なアプローチでもありました。ナチズムに迫害された者や敵対者として歴史を体験し、苦難を被った「時代の証言者」たちは、それまで長く無視されてきたわけですが、彼らには新たに高い評価が与えられることになったのです。驚くべきことに、芸術という手段を使っての記憶の作業にも、新たに注目と支持が集まるようになりました。それは簡素な記念銘板から、部分的には比喩的でありまた抽象的な記念碑の構想、さらには大規模な記念碑や広大な記念施設の実現にまで及ぶものでした。

東ドイツの終焉と連邦共和国の新しいドイツ国民国家への変容は、ナチズムの見直しに対する世論の関心を急速に沈滞させるのではないかという、当時広まっていた懸念は、幸いにもすぐに根拠のないものであることが明らかとなりました。ただし東ドイツとともに、社会主義統一党によって作り出された、反ファシズムの記憶の文化もまた終焉を迎えました。「国民的慰霊・記念施設」はこれまでのような形では引き継いでいくことは不可能であるということは、長々とした根拠を必要とはしませんでした。展示や情報資料における社会主義統一党の歴史叙述の一面性は、排除されなければなりません。より困難であったのは、記念施設の芸術様式、とくに巨大な記念碑施設をどうすべきか、という問題でした。というのも、それらもまた、1989/90年まで公式の歴史イメージを表象してきたからです。この点については、結局ある一定の歴史化の形態が取られることになりました。つまり、施設はそれぞれの場所の歴史の本質的な構成要素として、東ドイツの過去を証言するものとして保存されるが、その成立と機能については、展示や対応する出版物によって批判的にコメントが付けられるというものでした¹⁶。

これとは別に、容易に解決できない問題とされたのは、ブーヘンヴァルトとザクセンハウゼンの強制収容所記念施設についてでした。両者の場合、強制収容所の建物は1945年以降ソ連の「特別収容所」として利用され、そこにはかつてのナチスの幹部、さらにしばらくして社会民主党や他の共産主義体制への敵対者が相当数、非人間的な環境の下で収容されることになりました。東ドイツ時代に実践されていたように、1945年以降の収容所の歴史を完全に消去したり、否定するようなことはもはや続けられない、

ということは明らかでした。他方で、収容所をめぐる2つの歴史を政治的に同列化するかのような印象も、避けねばなりませんでした。ともに全体主義的な独裁ではあるが、それによって行われた犯罪の次元において大きく異なることが明らかである2つの政治システムの相違は、こうした同列化に対する反論の材料を提供するものでした。結局、部分的に議論の余地が残るものではありませんでしたが、解決策として、両方の記念施設において(ナチ時代の)強制収容所の歴史に明確により大きな力点が置かれつつ、同時に「特別収容所」の歴史の描写にもスペースが作られることになりました¹⁷。

しかし、統一ドイツにおける記念施設政策にとって、かつての「国民的慰霊・記念施設」はそれ以上に決定的な意味を持つものでした。というのも、それがただ存在するというだけで、そうでなければ想像することすら難かったであろう発展が引き起こされたからです。ここで想起されなければならないのは、旧連邦共和国の強制収容所の記念施設は連邦ではなく、州の管轄に属していた、ということです。それは文化政策の領域に分類され、文化は基本法の規定により、州の管轄事項でしたし、現在でもまたそうです。しかし「国民的慰霊・記念施設」の規模の大きさに直面して、当初から明らかであったのは、新しい(そして貧しい)州であるブランデンブルクやテューリンゲンは、そのための財政支出によって過剰負担を強いられるであろうということでした。他方、これらの記念施設では、地域の歴史ではなく、国民の歴史が問題になるということは争う余地のないことであったので、連邦政府は90年代初め、記念施設に対する共同責任を負い、予算の50パーセントまでを負担することを決定しました。その後すぐに、かつての(第三)帝国の首都ベルリンの関連施設—ドイツ抵抗運動記念施設、ヴァンゼー会議記念館、そして「テロのトポグラフィ—財団」—についても、対応する形で調整が行われ、合意がなされました。

このことは、それまで存在しなかった国民的な記念施設政策が始まったことを意味していました。それによって開始された方策は1990年代の経過のなかで、ドイツ連邦議会の強力な支援と連邦州の支持とともに一貫して追求されました。文化・メディア担当大臣によって作成された「記念施設構想」は、1999年12月連邦政府と連邦議会の同意を得、それによって連邦は記念施設の助成を継続し、それまで存在していた助成のための期限設定を廃止することが義務づけられました¹⁸。目下、2007年春以降、ベルリンではこの「記念施設構想」の更新が準備され、議論されています。そこでは、すでに提出されているナチ時代の過去にかんする諸計画とともに、共産主義独裁の記憶にもより大きな注目が向けられています¹⁹。

このように、旧東ドイツ地域の新連邦州では記憶の文化の変化は根底的であったのに対し、旧連邦共和国の領域では1990年以降、ほとんど変化はみられませんでした。すでに言及したとおり、多くの知識人や何人かの政治家、そして数多くの外国の観察者が懸念していた、ドイツの政治が歴史的重荷からの解放を求めるような国民的自己理解へと展開することは、現実のものとはなりません。ナチズムに向けられた記憶の文化にとって、ドイツ統一はむしろ新しい、強力な推進力を意味していたのです。記

念碑や記念施設の数は1990年代絶えず増加し、この分野での持続的な作業に関心を寄せる人々の輪は、さらに拡大していきました。1995年には再び多くの観測者たちが、ドイツにおける終戦50周年の大規模な祭典は、同時に第二次世界大戦とナチ体制に対する公共の取り組みが終了することを意味するのではないかと考えました。この懸念もまた、現実のものとはなりません。ドイツの政治とメディアはむしろはっきりと、再統一されたドイツはナチの過去の重荷を二重に意識している、という印象を国内外に伝えることに力を注ぎました。ナチ時代の記憶は、政治の現実的な課題から注意をそらすという望ましからざるものではなく、むしろ必要不可欠な警告であり、リベラルで民主的な法治国家の意味において最良の動員力を持つものであると考えられたのです。1933年から1945年間の政治秩序の倒錯やあらゆる人権、市民権の無視、ユダヤ人、非ユダヤ人の何百万人もの人々に対して行われた人種主義的な殺害にかんする知識は、多くの人々にとって、つねに自らの民主的でリベラルな根本的な信念を公に表明するための、最も重要な基盤の1つとなったのです。ナチの過去、そして現在のあらゆる急進右翼の傾向に対して一線を画すことは、ドイツ連邦共和国では政党の壁を超えて全ての民主主義者によって共有される構成要素であったのであり、現在もそうなのです。

ナチズムの過去に向けられた記憶の文化は、1980年代から1990年代への過渡期において、実際にどのように展開したのでしょうか。この問題について、この時期にベルリンにおいて新たに作り出された記憶の場所をまとめて紹介しながら、示すことにしたいと思います²⁰。ただし、この紹介はささやかなもので、決して完全なものではありません。また、ここでは短い、キーワードの列挙にとどめさせていただきたいと思います。「安楽死」殺害の犠牲者追悼のためのベルリン・フィルハーモニー前の銅板(1989年9月);ベルリンのユダヤ人の移送を記憶するためのグルーネヴァルト駅の記念碑(1991年10月);ナチ時代に迫害・殺害された国会議員のための国会議事堂前の記念碑(1992年2月);シェーネベルク地区バイエルン広場周辺のユダヤ人迫害を「想起する場所」(1993年6月);ノイケルン地区KZ(強制収容所)外部収容所ゾンネンアレーの記念碑(1994年5月);テンペルホーフ地区KZコロンビア・ハウスの慰霊記念碑(1994年12月);ミッテ地区ナチ焚書の記憶のための記念碑(「図書館」)(1995年3月);シュテークリッツ地区殺害されたユダヤ人住民の名前が刻まれた鏡の壁(1995年6月);ミッテ地区1943年2月ローゼンシュトラッセにおける女性による抗議の記憶の記念碑(1995年10月);ミッテ地区クッペンブラッツの旧ユダヤ人住民の記憶のための記念碑(1996年6月);クロイツベルク地区リンデンシュトラッセの旧シナゴークにおける記念碑(「通路」)(1997年6月);移送の記憶のためのグルーネヴァルト駅敷地における記念碑(「17番線ホーム」)(1998年1月)。ほとんどすべての場合、イニシアチブはベルリンの市民たちによるものでした。メディアは積極的にかかわりつつ、また専門的な観点から情報提供を行い、このようにして政治家が最終的に計画の実現に必要な決定を下す前に、個々のプロジェクトを強力で後押しする世論を生み出していったのです。

これらのことはすべて、90年代の終わりに連邦議会と連邦政府がボンからベルリンに移る前に起こった出来事です。それと並行して、ベルリンにはいくつかの大規模な

プロジェクトが生み出され、そこから短期間のうちに首都特有の記憶の文化が展開されました。1987年には、1945年までゲシュタポの本部、「親衛隊全国指導者・全ドイツ警察長官」の本拠地、また悪名高き国家保安本部があった場所に「テロのトポグラフィー Topographie des Terrors」が作られ、1992年1月には財団としての法的地位を獲得しました²¹。1989年7月には「ドイツ抵抗（運動）記念施設」が、新しい、抵抗の多様性全体を包括する常設展示と共に新たに開設されました²²。1992年1月には「ヴァンゼー会議記念館」が一般公開されることになり、この施設はその後記念館教育学の分野において国内的にもまた国際的にも指導的な地位を獲得しています²³。また1993年11月には、「ノイエ・ヴァッヘ」が、「戦争と暴力支配の犠牲者のため」の連邦共和国の中心的な記念施設へと、その目的を変えることになりました²⁴。そして1995年5月、ベルリン・カールスホルストで、1945年5月8日ヨーロッパにおける第二次世界大戦の終止符が打たれた建物に、ドイツ・ロシア共同で運営される博物館が開設されました。この博物館には、ヨーロッパの大国がお互いに対して行った最も暴力的で最も損失の激しかった戦争が、かつての戦争相手国によって共同で描写されており、その限りにおいて、比類のない、今までのところ限定なしに成功した実験であるといえるでしょう²⁵。

問題となったのは、とくに1989年以降建設運動が推進されるようになった「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための記念碑」でした。この場合、実現へのプロセスは長期にわたる、紆余曲折を経たものでした。計画の実現のための最終的な決定は、1999年6月、ドイツ連邦議会によって下されました。落成は2005年1月のことです²⁶。この関連で、「ベルリン・ユダヤ博物館」についても言及しなければなりません。この博物館は2001年9月、同様に長期にわたる、論争を伴った成立のプロセスの後、輝かしい開館の日を迎えることになりました²⁷。ここでとりあげた施設のなかでユダヤ博物館、ユダヤ人記念碑、ベルリン・カールスホルストのドイツ・ロシア博物館、そしてノイエ・ヴァッヘは連邦の施設ですが、残りの記念施設や他の記憶の場所はベルリン州の管轄に属しています。ただし、これらについても、すでに触れたように、半分は連邦の出資によるものです。特記すべきことは、1999年1月からすでに一般に立ち入り可能であり、訪問者から「空虚の博物館」として熱烈な支持を受けていたダニエル・リベスキントの博物館建築と、ペーター・アイゼンマンの記念碑施設によって、世界的に注目を集める建築学上の問題提起が行われた、ということです。同じことを、「テロのトポグラフィー」財団は、スイスの建築家ペーター・ツムトーアの大いに称賛された設計に期待しましたが、この1993年に始まった建設計画は、2004年夏には失敗であったことが明らかとなりました²⁸。

これらの施設は皆、大きな成功をおさめ、またその成功を拡大しつつ活動を続けています。たとえばユダヤ博物館の場合、一年間の訪問者の数は80万人ほどであり、また建築構造上の問題のため、依然として仮設的状况にある「テロのトポグラフィー」の場合は、50万人程度です。目下のところ問題となっているのは、連邦の施設ではない記念施設や記憶の場所、すなわち「テロのトポグラフィー」財団やヴァンゼー会議記念館、ドイツ抵抗運動記念館、さらに「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人記念碑財団」を1つの

連邦財団に統合することが、果たして意味のある、望ましいことなのか、ということです。ゲアハルト・シュレーダーの政権は、この方向に向かって有望な一歩を踏み出そうとしましたが、この計画は前倒して実施された連邦議会選挙(とそこでの敗北)のため、完結させることはもはや不可能でした。現在の連邦政府は、この点ではきわめて躊躇した態度に終始しており、これまで協力関係を強化するために関連財団の「常設会議」を設置する、というところにとどまっています。これに対して連邦財団であれば、ベルリン州と連邦が1980年代後半から共同で行ってきた多大な記憶政策上の努力を、国内外においてより強力に可視化するチャンスを提供できるのではないかと思います。その際、これまでの施設は財団の所在地となり、それぞれの現場での活動の大部分は自立したものですが、外に対しては可能な限り一体となって現れることとなります。国際的に指導的な立場にあるホロコーストの記念施設や博物館—イェルサレムのヤド・ヴァシェム、ワシントンの合衆国ホロコースト博物館、ロンドンのホロコースト博物館、パリのショアー記念館—と比べると、個々のベルリンの施設は真に競争力があるとはいえませんが、共同すればこうした施設と「同じ目線で auf Augenhöhe」—ドイツで現在好んで使われる表現ですが—協力することができます²⁹。そうした財団に向かっての発展は、それゆえ今後もきわめて望ましいことであると思われる。それによってベルリンのなかで財団は、ドイツ歴史博物館やユダヤ博物館と並び、一般大衆に歴史を伝達する第3の大規模事業として、その地位を占めることになるでしょう。

ドイツにおける記憶の文化を語ろうとすれば、あらゆる大小の記憶や歴史的啓蒙の施設とともに、1996年以来、新たな国民の記憶の日が存在することに触れないわけにはいきません。すなわち「ナチズム犠牲者の記憶の日」としての1月27日のことです。この日は「アウシュヴィッツ解放」の日を設定されましたが、近年、国際連合がこの日を国際ホロコースト記念日であると宣言したこともあり、世論において、そしてまたドイツの指導的な政治家たちにおいてでさえ、もっぱら「ホロコーストの日」としてのみ語られるようになりました。そのため、この国民的記念日は、あたかもユダヤ人(犠牲者)に対してのみ捧げられたもので、国内・国外を問わず全てのナチズムのテロ(暴力支配)の犠牲者に対してのものではないかのような印象を与えています。こうした内容的なズレや矮小化を除けば、この日は、定期的に連邦議会の特別会議がテレビ中継されたり、地方ごとに独自の催し物が開かれるなど、公共の意識において深く定着しています。

国民的な記憶の文化はまた、広く認識される、大規模で表象的な場所を必要とします。しかし、80年代にまず旧西ドイツにおいて、そしてその後の統一ドイツにおいて成立した記憶の景観にとって特徴的なのは、むしろ記憶の形態の生き生きとした多様性であり、個々の歴史的な場所への直接的な関連づけ、そして何よりも地域住民の積極的な参加です。それゆえ私は以下に、この活動的で、分散的、つまり首都に集中しない記憶の文化の3つの要素についてとくに指摘したいと思います。

1. 私にとって重要であると思われるのは、歴史的啓蒙について、あるいは情報や議論についての関心が、ここ20～25年間に於いて絶えず増大している、ということです。ある特定の歴史的な場所を訪れる者は、そこでナチズムの時代に何が起こったのかということ、できるだけ正確に見聞し、地域的な出来事を同時に全体の歴史との連関に位置づけたうえで理解したいと考えるでしょう。訪問者は、可能であれば、犠牲者についてたんに数字だけを知るのではなく、人間とその運命について知りたいと思うことでしょう。そしてまた加害者についても、どのような社会的背景と個人的な体験を持った人々が問題になるのか、ということについて知ろうとします。まさにこうした理由から、いわゆる「活動的な」記念施設、資料の展示や関連する教育機関の数がたえず増加してきたのであり、この傾向が間もなく終わりを迎えるだろうと予測することはできません。
2. 90年代に作られた記念碑の多くは、記念碑や警鐘碑についての伝統的なイメージを拒否するものです。この新たな記念碑はあからさまな意思表示を避け、比較的僅かな材料で、高飛車に出ることなく、答えよりも問いを提示しています。こうした記念碑は、訪問者を圧倒しようとするのではなく、熟考を働きかけようとするものであり、その熟考とは、過去についてだけではなく、訪問者それぞれの現在についてのものでもあります。この点について、私はここで3つのベルリンの事例を挙げたいと思います。これらの事例はある意味、ヨーロッパ・ユダヤ人犠牲者中央記念碑に対する美学的な対抗プログラムといってもよいかもしれません。1つ目は、イスラエルの彫刻家でありコンセプト・アートの芸術家でもあるミヒャ・ウルマンは、国立歌劇場に隣接するペーベル広場での「焚書」の記憶のために、地下に完全に閉鎖され、空の書架が置かれた空間を作り出しました。その書架にはそこで燃やされた約2万冊の書籍を置くことができたはずのスペースがとってあります。人々は地面に敷かれたガラス板を通してこの「図書館」をのぞき込むことができ、空虚な空間に向かい合うことになります。これについて、ウルマンは「内部への視線の誘導」と語っています。同時にまた、周囲に歴史的な建築物を擁するこの大きな広場は、地下の「図書館」に、そしてそれによって1933年の事件に焦点が合わせられることになります³⁰。2つ目として、とりわけ多くのユダヤ人の住民が居住し、ユダヤ関連の施設が存在していたベルリン・ミッテ地区のコッペンブラッツ（コッペン広場）には、1996年以来、芸術家カール・ビーダーマンが景観建築家エーファ・ブツマンの協力のもとに製作した記念碑を観ることができます。それは壁のない部屋であり、そこには寄せ木細工の床の上に、テーブルが1つと椅子が2脚置かれています。1つの椅子は倒れています。わずかな家具を組み合わせることによって、観る者はかつてのユダヤ市民たちの生活、追放、そして永続的な不在について意識させられることとなります³¹。そして最後の例として、グルーネヴァルト駅の敷地にある貨物積み込みホームの記念碑です。このホームからベルリンのユダヤ人たちは移送されていきました。ニコラウス・ヒルシュ、ヴォルフガング・ロルヒ、そしてアンドレア・ヴィンケルら芸術家たちによって、移送線路の1つであった「17番線ホーム」が鋼鉄でできた枕木状のパネルによって覆われ、そこには全て

のベルリンからのユダヤ人移送について、その人数と目的地が刻み込まれています。この場合もまた、きわめて簡素な形と情報によって、歴史的な場所が語り出すよう工夫されているのです³²。

3. 最近の記憶の文化には、さらにある傾向が見られます。すなわち、記憶の標識を公共の空間に設けるというもので、その際交通や日常の業務に対しても遠慮することをしません。この点で、西ベルリンには注目すべき先駆者が存在します。1967年、地下鉄ヴィッテンベルク広場駅には、KaDeWe百貨店に対して向かい合った方向に大きな銘板が建てられました。そこには「我々が忘れてはならない恐怖の場所」という見出しの下、黒い背景に白い字で、アウシュヴィッツからトレブリンカに至る、12個のそのような場所の名前が列挙されています³³。このような種類の記憶の作業として国際的に最も注目を集めた事例は、1993年、レナータ・シュティーターとフリーダー・シュノックによって、バイエルン広場に製作された「記憶の場所」でしょう。彼女たちはここに、街灯の柱に80個のカラーの両面標識を設置しました。この標識は一方に児童絵本の図像モチーフが描かれ、その裏面にはナチズムの法令の条文が書かれています。その法令とは、ユダヤ人の権利と生存の可能性を極端に制限する内容のものであり、例えば表に猫が描かれている標識には、裏にユダヤ人がペットを飼うことを禁止されていたことが記されています。こうして迫害の日常が目に見えるものとなったわけですが、それはかつてきわめて多くのユダヤ人たちが住んでいた地区の広場や通りにおいてのことでした³⁴。

私がかここで述べてきたことは、果たして純粋な成功の歴史なのでしょう。私たちはドイツにおいて、過去からもはや目を背けようとはせず、それと向き合い、そこから学ぼうとする社会とかかわっているのでしょうか。かつての記憶を抑圧する傾向や頑強な社会的忘却に代わり、歴史の真実を一貫して社会的に追求するようになったということなのでしょうか。かなりの部分、そうだとはいえるだろうと思います。少なくとも戦後の何十年もの長期間と統一ドイツにおける状況の間には、見過ごすことのできない大きな相違があります。しかし、1980年代以降の新しい方向性においても、抵抗や一部激しい論争が存在したことも事実です。コール首相が責任を負うべき、ビットブルクの墓地をめぐる和解の演出の問題や、1985年5月8日のリヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー大統領の演説が与えた解放的な影響を考えてみてください³⁵。さらに、すでに言及した1986/87年の「歴史家論争」によって、歴史の政治と文化について大変激しい論争が続くことになりました³⁶。また、ベルリンの「ドイツ歴史博物館」やボンの「ドイツ連邦共和国歴史館」など、コール政権による大規模な博物館建設も、当初は激しい議論の対象となりました³⁷。90年代半ばからは、「国防軍展覧会」³⁸や「ゴールドハーゲン論争」³⁹、そして最後に「ヴァルザー論争」⁴⁰を、多くのより小規模で、しばしば地域的に限定された対立とともに付け加えることができるでしょう。後に大きな成功とみなされるようになる記憶の場所のいくつかもまた、相対立する意見や利害の対象であったのです。これについては、ペーター・ライヒェルが1999年に出版した著作『記憶をめぐる政治—ナチズムの過去をめぐる論争における記憶の場』において述べている通りです⁴¹。

論争の激しさが改めて明らかにしたのは、ナチズムの犯罪の問題、そしてこの犯罪に対する具体的な責任の問題は、たんなる学術的な問題になったということではなく、依然としてモラルと政治の根本問題にかかわるものである、ということです。驚くべきことは、ドイツ社会においてナチズムの歴史に対する関心は時間と共に衰えるのではなく、むしろ強まっている、という事実です。このことは恐らく、「第三帝国」と第二次世界大戦において、あらゆることがこれまで考えられていたよりもずっと恐ろしいものであったということが、1970年代以降の研究業績によって明らかになったこととも関連していると思われます⁴²。ナチズムの犯罪に対する恐怖はますます大きなものとなり、それに結びついた罪責からの解放の可能性はますます小さなものになったのです。さらに、犯罪行為を行った者の範囲を親衛隊とゲシュタポに限定しようとするあらゆる試みも、もはや維持することができないことが明らかとなりました。この点において、「国防軍展覧会」も、ブラウニングもゴールドハーゲンも正しかったといえます。すなわち、大多数の「自発的な執行人」たちは、「まったく普通の人々(男たち)」であり、「まったく普通のドイツ人」であったのです。彼らは社会的にドロップアウトした人でも、アウトサイダーでもなく、1945年後も当時の彼らの行為が発覚さえしなければ、大きな問題なく市民生活へと戻って行くことができた人々だったのです。

近年ではまた、政治的右派には分類できない一連の著者たちが、連邦共和国における記憶の「ブーム」に批判的に取り組んでいます。たとえば、アライダ・アスマンとウーテ・フレイフェルトは1999年に、「1945年以降のドイツの過去との関わり」について、『歴史の忘却と歴史への執着 *Geschichtsvergessenheit und Geschichtsversessenheit*』という語呂合わせのタイトルを持つ著作を著しました。またアントニア・グルーネンベルクは、2001年に出版された著作に『罪責の欲求—現在を支配する過去の力について』という題名を付けました⁴³。これら、そして他の著者たちは、議論の重点に相違があるものの、以下の懸念を共有しています。すなわち、ドイツでは近頃「過剰なまでに善きこと」が行われているため、ナチズムの犯罪やその場所への記憶が儀礼化され、ルーティン化されようとしている。何よりユダヤ人殺害も政治的道具として利用されている、というものです。この政治的利用ということについては、コンボへの国防軍派遣を正当化しようとしたシュレーダー政権の外務大臣と国防大臣による、問題は「第2のアウシュヴィッツ」の出現を阻止することだ、という発言が、よく引き合いに出されます。こうした見方や懸念は真剣に受け止めねばなりません。ただし、それはこれまでの発展を根本的に問題視するものではありません。

ドイツにおけるあらゆる民主的な秩序は、ナチズムの過去と真剣に向き合わなければならない、ということは正しいことです。しかしまた、ある社会はその過去をネガティブな、恐るべき、重荷となる部分にのみ限定してはならない、ということも、やはり正しいことです。それゆえ、ドイツ史とのポジティブな同一化を可能とするような伝統を育むことも、必要なことであるといえます。ドイツ史は1933年に突然始まったものではありませんし、19世紀や20世紀の歴史—ここではそれ以前の時代については述べませんが—は、1933年から1945年の破滅の前史以上のものであります。だからこそ、たとえば1998年に1848年革命の150周年が大規模に祝われ、19世紀のリベラルで民主的な

市民革命がドイツ連邦共和国の政治的伝統における不可欠の構成要素であることが謳われたのです。同じように、官憲国家が崩壊し共和国が建設された1918年の革命についても、あるいはまた、平和的な革命が共産主義支配を終結させた1989年についても、取り組まれるべきであるといえるでしょう。11月9日という日付において忘れてはならないのは、この日付はドイツ史における恥辱の日であるだけではなく、歓喜の日、言い換えれば民主的な社会が誇りを持って振り返ることができる政治的事件を感謝の念をもって想起する日でもある、ということです。

しかし、最後に改めて確認しておきたいのは、自由で民主的な秩序のためには、人権や市民の権利の普遍的な効力を根底から否定した政治体制を正確に見据えること以上に有効な議論は存在しない、ということです。ナチズムとその犯罪、その無数の犠牲者の苦しみを真に知った者であれば、法治国家の確保や自由な選挙による権力の統制、権力分立の原則、そして強要された民族的、社会的、文化的同質性に代わる多元的な社会、こうしたものを軽々しく放棄することなど、決してできないでしょう。それゆえナチズムの時代の記憶は、たしかに個々の点では批判が必要な部分があるにしても、今後ドイツにおける民主主義の安定のための土台となるのです。

* (訳者付記)以下の論文は、ベルリン工科大学名誉教授ラインハルト・リュールupp Reinhard Rürup氏が2008年3月15日、現代史研究会(於青山学院大学)において行った講演“Der lange Schatten des Nationalsozialismus. Vergangenheitspolitik und Erinnerungskultur in Deutschland seit 1945”の原稿をもとに、後から送られてきた注の部分を加え訳出したものである。語調は講演の体裁のままとした。また注に挙げられた文献のなかで、日本語に翻訳されたものについては、括弧内に表記した。なお同じ内容の講演が3月22日に同志社大学においても行われた。

- 1 ナチズムの過去との取り組みにかんしては、さしあたり以下の諸文献を参照のこと。Peter Reichel, *Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute*, München 2001 (邦訳:ペーター・ライヒェル、小川保博・芝野由和訳『ドイツ 過去の克服—ナチ独裁に対する1945年以降の政治的・法的取り組み』八潮社、2006年); Peter Steinbach, *Nationalsozialistische Gewaltverbrechen. Die Diskussion in der deutschen Öffentlichkeit nach 1945*, Berlin 1981; Jeffrey Herf, *Zweierlei Erinnerung. Die NS-Vergangenheit im geteilten Deutschland*, Berlin 1998; Jürgen Habermas, Was bedeutet „Aufarbeitung der Vergangenheit“ heute? Bemerkungen zur „doppelten Vergangenheit“, in: ders., *Die Moderne—ein unvollendetes Projekt. Philosophisch-politische Aufsätze 1977-1992*, Leipzig 1992, S. 242-267; M. Rainer Lepsius, Das Erbe des Nationalsozialismus und die politische Kultur der Nachfolgestaaten des „Großdeutschen Reiches“, in: ders., *Demokratie in Deutschland*, Göttingen 1993, S. 229-245; Peter Steinbach, Erinnerung und Geschichtspolitik, in: *Universitas* 50, 1995, S. 181-194 u. 285-294; Edgar Wolfrum, *Geschichtspolitik in der Bundesrepublik Deutschland. Der Weg zur bundesrepublikanischen Erinnerung 1948-1990*, Darmstadt 1999; Insa Eschebach, *Öffentliches Gedenken. Deutsche Erinnerungskulturen seit der Weimarer Republik*, Frankfurt am Main 2005; Christoph Cornelißen, Lutz Klinkhammer u. Wolfgang Schwentker (Hg.), *Erinnerungskulturen in Deutschland, Italien und Japan seit 1945*, Frankfurt am Main 2003; Claudia Lenz, Jens Schmidt u. Oliver von Wrochem (Hg.), *Erinnerungskulturen im Dialog. Europäische Perspektiven auf die NS-Vergangenheit*, Hamburg 2002; Reinhard Rürup, Nationalsozialismus, Krieg und Judenmord. Erinnerungspolitik und Erinnerungskulturen im internationalen Vergleich, in: *Materialien zum Denkmal für die ermordeten Juden Europas*, Berlin 2005, S. 156-171.
- 2 Ulrike Puvogel (Hg.), *Gedenkstätten für die Opfer des Nationalsozialismus. Eine Dokumentation*, Bd.

- 1 (旧西ドイツ州), 2. Aufl., Bonn 1995, Bd. 2 (旧東ドイツ州), Bonn 1999. 記念施設をめぐる活動全般については、以下を参照。GedenkstättenRundbrief, hg. von der Stiftung Topographie des Terrors, Berlin (1983年以降、年6回発行)。
- 3 Peter Reichel, *Politik mit der Erinnerung. Gedächtnisorte im Streit um die nationalsozialistische Vergangenheit*, Frankfurt am Main 1999, S. 87には、「旧連邦共和国 (=西ドイツ: 訳注) の地域において建立された第二次世界大戦の死者のための記念碑は35,000~40,000に及ぶと推定される」とある。基本的文献としては以下を参照。Reinhart Koselleck u. Michael Jeismann (Hg.), *Der politische Totenkult. Kriegerdenkmäler in der Moderne*, München 1987; Gerhard Schneider, „Nicht umsonst gefallen“? *Kriegerdenkmäler und Kriegstotenkult in Hannover*, Hannover 1991; 最新の議論については、Manfred Hettling u. Jörg Echternkamp (Hg.), *Bedingt erinnerungsbereit. Soldatengedenken in der Bundesrepublik*, Göttingen 2008を参照。
- 4 Arnulf Kutsch, Einstellungen zum Nationalsozialismus in der Nachkriegszeit, in: *Publizistik* 40, 1995, S. 415-447; Anna Merritt u. Richard L. Merritt (Hg.), *Public Opinion in Occupied Germany. The OMGUS Surveys 1945-1949*, Urbana, Illinois 1970.
- 5 連邦議会の議論と決定については、以下の文献が包括的な情報を与えてくれる。Helmut Dubiel, *Niemand ist frei von der Geschichte. Die nationalsozialistische Herrschaft in den Debatten des Deutschen Bundestages*, München 1999.
- 6 公職、とりわけ省庁の高級官僚層における旧ナチ党員については、以下の文献を参照。Norbert Frei, *Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit*, München 1996, S. 69-100 (「基本法」131条該当者の復権と扶助)にかんする節), bes. S. 83ff. 外務省にかんしては、Hans-Jürgen Döschner, *Verschworene Gesellschaft. Das Auswärtige Amt unter Adenauer zwischen Neubeginn und Kontinuität*, Berlin 1995. を参照。
- 7 以下を参照。Ulrich Herbert u. Olaf Groehler, *Zweierlei Bewältigung. Vier Beiträge über den Umgang mit der NS-Vergangenheit in den beiden deutschen Staaten*, Hamburg 1992; Jeffrey Herf, *Zweierlei Erinnerung* (注1); Jürgen Danyel (Hg.), *Die geteilte Vergangenheit. Zum Umgang mit Nationalsozialismus und Widerstand in beiden deutschen Staaten*, Berlin 1995; Bernd Faulenbach, Die DDR als antifaschistischer Staat, in: Rainer Eckert u. Bernd Faulenbach (Hg.), *Halbherziger Revisionismus. Zum postkommunistischen Geschichtsbild*, München 1996, S. 47-68; Martin Sabrow (Hg.), *Verwaltete Vergangenheit. Geschichtskultur und Herrschaftslegitimation in der DDR*, Berlin 1997.
- 8 以下を参照。Adalbert Rückerl, *Die Strafverfolgung von NS-Verbrechen 1945-1978. Eine Dokumentation*, Heidelberg 1979; C. F. Rüter u. D. W. de Mildt (Hg.), *Die westdeutschen Strafverfahren wegen nationalsozialistischer Tötungsverbrechen 1945-1997. Eine systematische Verfahrensbeschreibung mit Karten und Registern*, Amsterdam 1998; Fritz-Bauer-Institut (Hg.), „Gerichtstag halten über uns selbst...“ *Geschichte und Wirkung des ersten Frankfurter Auschwitz-Prozesses*, Frankfurt am Main 2001. アウシュヴィッツ裁判終了直後の1965年10月19日、「追究Die Ermittlung—オラトリオ11章」と題するペーター・ヴァイス作の戯曲(邦訳: 岩淵達治訳『追究』白水社、1966年)が、東西ドイツの14の劇場、さらにロンドンのオールドウィッチ劇場で同時に初演された。Peter Reichel, *Erfundene Erinnerung. Weltkrieg und Judenmord in Film und Theater*, München 2004, S.228.
- 9 Norbert Frei, *1968. Jugendrevolte und globaler Protest*, München 2008; Ingrid Gilcher-Holtey, *Die 68er Bewegung. Deutschland—Westeuropa—USA*, München 2001; dies. (Hg.), 1968 — *Vom Ereignis zum Gegenstand der Geschichtswissenschaft*, Göttingen 1998; Philipp Gassert u. Alan E. Steinweis (Hg.), *Coping with the Nazi Past. West German Debates on Nazism and Generational Conflict, 1955-1975*, Oxford 2006.
- 10 Gerhard Schoenberner, Der lange Weg nach Wannsee. Von der Gründerzeitvilla zur Gedenkstätte, in: *Dachauer Hefte* 8, 1992, S. 150-163; Johannes Tuchel, *Am Großen Wannsee 56-58. Von der Villa Minoux zum Haus der Wannsee-Konferenz*, Berlin 1992.
- 11 Peter Märthesheimer u. Ivo Frenzel (Hg.), *Der Fernsehfilm „Holocaust“*. Eine Nation ist betroffen,

- Frankfurt am Main 1979; Friedrich Knilli u. Siegfried Zielinski (Hg.), *Holocaust zur Unterhaltung. Anatomie eines internationalen Bestsellers. Fakten — Fotos — Forschungsreportagen*, Berlin 1982; Wolfgang Scheffler, Anmerkungen zum Fernsehfilm „Holocaust“ und zu Fragen der historischen Forschung, in: *Geschichte und Gesellschaft* 5, 1979, S. 570-579; Peter Reichel, *Erfundene Erinnerung* (注8参照), S. 250-263:「ホロコースト:あるアメリカのメロドラマが共和国を動揺させる」。
- 12 „Historikerstreit“. *Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung*, München 1987; Dan Diner (Hg.), *Ist der Nationalsozialismus Geschichte? Zu Historisierung und Historikerstreit*, Frankfurt am Main 1987; Hans-Ulrich Wehler, *Entsorgung der deutschen Vergangenheit? Ein polemischer Essay zum „Historikerstreit“*, München 1988; Richard J. Evans, *In Hitler's Shadow. West German Historians and the Attempt to Escape from the Nazi Past*, New York 1989; Peter Baldwin (Hg.), *Reworking the Nazi Past. Hitler, the Holocaust, and the Historians' Debate*, Boston 1990; Charles S. Maier, *Die Gegenwart der Vergangenheit. Geschichte und nationale Identität der Deutschen*, Frankfurt am Main 1992.
 - 13 Ralph Giordano, *Die zweite Schuld oder von der Last, Deutscher zu sein*, Köln 1987 (邦訳:ラルフ・ジョルダーノ、永井清彦・中島俊哉・片岡哲史訳『第二の罪—ドイツ人であることの重荷』白水社、1990年); Jörg Friedrich, *Die kalte Amnestie. NS-Täter in der Bundesrepublik Deutschland*, Frankfurt am Main 1985; Manfred Kittel, *Die Legende von der „Zweiten Schuld“. Vergangenheitsbewältigung in der Ära Adenauer*, Frankfurt am Main 1993.
 - 14 Hannes Heer u. Volker Ullrich (Hg.), *Geschichte entdecken. Erfahrungen und Projekte der neuen Geschichtsbewegung*, Reinbek 1985; Gerhard Paul u. Bernhard Schoßig (Hg.), *Die andere Geschichte*, Köln 1986; Thomas Lindenberger u. Michael Wildt, Radikale Pluralität. Geschichtswerkstätten als praktische Wissenschaftskritik, in: *Archiv für Sozialgeschichte* 29, 1989, S. 393-411. 「連邦大統領賞高校生ドイツ史コンクール Schülerwettbewerb Deutsche Geschichte um den Preis des Bundespräsidenten」はすでに1976/77年から「日常の社会史」を奨励しており、「ナチズムにおける日常」をテーマとするコンクール(1980/81年度:1933-1939; 1982/83年度:1939-45)によって、それまでで最も印象的な成果を挙げた。
 - 15 この記念施設の状況については、Ulrike Puvogelの資料集(注2参照)の第1巻を、現在の状況と議論については、GedenkstättenRundbrief(同上)を見よ。
 - 16 これに関しては、基本文献として以下を参照。Günter Morsch, „Roll back“ oder Abwicklung, Antifaschismus oder Antitotalitarismus, Ästhetisierung oder Musealisierung: Die ostdeutschen KZ-Gedenkstätten nach der „Wende“ 1989, in: Michael Grüttner, Rüdiger Hachtmann u. Heinz-Gerhard Haupt, *Geschichte und Emanzipation. Festschrift für Reinhard Rürup*, Frankfurt am Main 1994, S. 625-650. さらに1992年1月のブランデンブルク州文科省編集の„Empfehlungen zur Neukonzeption der brandenburgischen Gedenkstätten“も参照。
 - 17 この点については、1992年3月8/9日にポツダムで開催された「国際記念施設討論会」での議論を参照。Brandenburgische Gedenkstätten für die Verfolgten des NS-Regimes. *Perspektiven, Kontroversen und internationale Vergleiche*, Berlin 1992, bes. S. 190-198; Peter Reif-Spirek u. Bodo Ritscher (Hg.), *Speziallager in der SBZ. Gedenkstätten mit „doppelter Vergangenheit“*, Berlin 1999. 特別収容所全般にかんしては、Jörg Morré, *Speziallager des NKWD. Sowjetische Internierungslager in Brandenburg 1945-1950*, Potsdam 1997; Sergej Mironenko, Lutz Niethammer u. Alexander von Plato (Hg.), *Sowjetische Speziallager in Deutschland 1945 bis 1950*, 2 Bde., Berlin 1998を参照。
 - 18 これについては、とくにドイツ連邦議会の調査委員会のなかで行われた報告と議論を参照せよ。Materialien der Enquete-Kommission „Aufarbeitung von Geschichte und Folgen der SED-Diktatur in Deutschland“ (12. Wahlperiode), hg. vom Deutschen Bundestag, 9 Bde. in 18 Teil-Bdn., Baden-Baden 1995; Materialien der Enquete-Kommission „Überwindung der Folgen der SED-Diktatur im Prozeß der deutschen Einheit“ (13. Wahlperiode), hg. vom Deutschen Bundestag, 6 Bde. in 14 Teil-Bde., Baden-Baden 1999 (両委員会の資料ともCD-ROMで参照可能)。

- 19 この問題に関しては、とくに Bernd Faulenbach, *Diktaturerfahrungen und demokratische Erinnerungskultur in Deutschland*, in: Annette Kaminsky (Hg.), *Orte des Erinnerns. Gedenkzeichen, Gedenkstätten und Museen zur Diktatur in SBZ und DDR*, Leipzig 2004, S. 18-30を参照。
- 20 とくに以下の文献を参照。Stefanie Endlich, *Wege zur Erinnerung. Gedenkstätten und –orte für die Opfer des Nationalsozialismus in Berlin und Brandenburg*, Berlin 2006; Johannes Heesch u. Ulrike Braun, *Orte erinnern. Spuren des NS-Terrors in Berlin. Ein Wegweiser*, 2. Aufl., Berlin 2006。
- 21 Reinhard Rürup (Hg.), *10 Jahre Topographie des Terrors*, Berlin 1997; ders. (Hg.), *Netzwerk der Erinnerung. 10 Jahre Gedenkstättenreferat der Stiftung Topographie des Terrors*, Berlin 2003; ders. (Hg.), *Topographie des Terrors. Gestapo, SS und Reichssicherheitshauptamt auf dem „Prinz-Albrecht-Gelände“*, 16. Aufl., Berlin 2005。
- 22 「ナチズムへの抵抗 Widerstand gegen den Nationalsozialismus」展示解説書 (o.O. u. o. J.); Peter Steinbach u. Johannes Tuchel (Hg.), *Widerstand gegen die nationalsozialistische Diktatur 1933-1945*, Bonn 2004. (邦訳[ただし以前の版]: ベーター・シュタインバッハ, ヨハネス・トゥヘル編, 田村光彰ほか訳『ドイツにおけるナチスへの抵抗1933-1945』(現代書館, 1998年))
- 23 常設展示カタログ *Die Wannseekonferenz und der Völkermord an den europäischen Juden*, Berlin 2006; *Gedenk- und Bildungsstätte Haus der Wannsee-Konferenz. Das Bildungsangebot*, Berlin 2000. さらに Gerhard Schoenberner, *Der lange Weg nach Wannsee* (注10参照) も見よ。
- 24 Christoph Stölzl (Hg.), *Die Neue Wache Unter den Linden. Ein deutsches Denkmal im Wandel der Geschichte*, Berlin 1993; Akademie der Künste (Hg.), *Streit um die Neue Wache. Zur Gestaltung einer zentralen Gedenkstätte*, Berlin 1993; Thomas E. Schmidt, Hans-Ernst Mittag u.a. (Hg.), *Nationaler Totenkult. Die Neue Wache. Eine Streitschrift zur zentralen deutschen Gedenkstätte*, Berlin 1995。
- 25 *Museum Berlin-Karlshorst. Erinnerung an einen Krieg*, Berlin 1997 (カタログ); *Ein Museum über/gegen den Krieg*, Berlin 2006 (開設後10年間の報告)。
- 26 Ute Heimrod, Günter Schlusche u. Horst Seferens (Hg.), *Der Denkmalstreit—das Denkmal? Die Debatte um das „Denkmal für die ermordeten Juden Europas“*. Eine Dokumentation, Berlin 1999; Sibylle Quack (Hg.), *Auf dem Weg zur Realisierung. Das Denkmal für die ermordeten Juden Europas und der Ort der Information. Architektur und historisches Konzept*, Stuttgart 2002; Jan-Holger Kirsch, *Nationaler Mythos oder historische Trauer? Der Streit um ein zentrales Holocaust-Mahnmal für die Berliner Republik*, Köln 2003; Claus Leggewie u. Erik Meyer, *„Ein Ort, an den man gerne geht“*. Das Holocaust-Mahnmal und die deutsche Geschichtspolitik nach 1989, Berlin 2005; Stiftung Denkmal für die ermordeten Juden Europas (Hg.), *Materialien zum Denkmal für die ermordeten Juden Europas*, Berlin 2005。
- 27 Stiftung Jüdisches Museum (Hg.), *Geschichten einer Ausstellung. Zwei Jahrtausende deutsch-jüdischer Geschichte*, Berlin 2001; Daniel Libeskind, *Jüdisches Museum*, Berlin, 2001。
- 28 ツムトーアの設計と、3つの首都の「記憶文化の大計画」(*Frankfurter Allgemeine Zeitung* v. 8. 5. 2000)、「大いなる魅力のアンサンブル」あるいは「ヴィルヘルムシュトラッセ、リンデンシュトラッセ、ブランデンブルク門の三角形」(*Die Zeit* v. 4. 5. 2000) についての公共の議論にかんしては、*Topographie des Terrors. Internationales Dokumentations- und Besucherzentrum Berlin*, Berlin 2000を見よ。当時 CDU/CSU の文化政策担当スポークスマンであったノルベルト・ランメルト (訳注: 現ドイツ連邦議会議長) は2000年10月11日の記者会見で、以下のように述べている。「CDU/CSU 会派にとって、この計画 (原注: テロのトポグラフィ) はホロコースト記念碑とユダヤ博物館と同列であり、またそれらと不可分の関係にある。記念碑によってユダヤ人の犠牲者が想起され、博物館によって破壊されたドイツにおけるユダヤ人の歴史が再現されることになる。テロのトポグラフィは、ナチズムの犯罪の前提、すなわちそれが可能となった社会と、それを計画し実行した人間について問うものである」(前掲書, S. 35より引用)。
- 29 国際的な比較のアプローチとして、以下参照。Matthias Hass, *Gestaltetes Gedenken. Yad Vashem, das US Holocaust Memorial Museum und die Stiftung Topographie des Terrors*, Frankfurt am Main 2002。
- 30 Friedrich Meschede (Hg.), *Micha Ullman—Bibliothek*, Dresden 1999。

- 31 Stefanie Endlich, *Wege zur Erinnerung* (注20参照), S. 220f.; Horst Helas, *Juden in Berlin-Mitte. Biografien, Orte, Begegnungen*, 2. Aufl., Berlin 2001.
- 32 Stefanie Endlich, *Wege zur Erinnerung* (注20参照), S. 54-57.
- 33 *Ebd.*, S. 428-430. ヴィッテンベルク広場に隣接するクールフェルステン通り115/116番地にあるバス停では、そこにかつてユダヤ人の絶滅収容所への移送を組織した帝国保安本部の「アイヒマン部局」があったことが想起されている。
- 34 Renata Stih u. Frieder Schnock, *Arbeitsbuch für ein Denkmal in Berlin*, Berlin 1993 (増補第3版: *Orte des Erinnerns—Places of Remembrance*, Berlin 2002); Kunstamt Schöneberg (Hg.), *Orte des Erinnerns*, Bd. 1: *Das Denkmal im Bayerischen Viertel. Beiträge zur Debatte um Denkmale und Erinnerung*, Berlin 1994; Bd. 2: *Jüdisches Alltagsleben im Bayerischen Viertel*, Berlin 1995.
- 35 Geoffrey Hartmann (Hg.), *Bitburg in Moral and Political Perspective*, Bloomington 1986; Richard von Weizsäcker, *Zum 40. Jahrestag der Beendigung des Krieges und der nationalsozialistischen Gewalt-herrschaft. Ansprache am 8. Mai 1985 in der Gedenkstunde im Plenarsaal des Deutschen Bundestages*, Bonn 1985. (邦訳: 永井清彦訳『荒野の40年—ヴァイツェッカー大統領演説全文 1085年5月8日』岩波書店、1986年)
- 36 注12に挙げた諸文献を参照のこと。
- 37 このことはとくにドイツ歴史博物館をめぐる諸計画に当てはまる。Christoph Stölzl (Hg.), *Deutsches Historisches Museum. Ideen—Kontroversen—Perspektiven*, Frankfurt am Main 1988.
- 38 Hans-Günther Thiele (Hg.), *Die Wehrmachtsausstellung. Dokumentation einer Kontroverse*, Bremen 1997 (1997年3月13日と4月24日の連邦議会で議論について: S. 170-219); Hamburger Institut für Sozialforschung (Hg.), *Eine Ausstellung und ihre Folgen. Zur Rezeption der Ausstellung „Vernichtungskrieg. Verbrechen der Wehrmacht 1941 bis 1944“*, Hamburg 1999; Detlef Bald, Johannes Klotz u. Wolfram Wette, *Mythos Wehrmacht. Nachkriegsdebatten und Traditionspflege*, Berlin 2001. 「国防軍展覧会」の改訂版はまず2002年ベルリンで展示されたが、その最終章は1995年の初版をめぐる論争にのみ充てられている。Hamburger Institut für Sozialforschung (Hg.), *Verbrechen der Wehrmacht. Dimensionen des Vernichtungskrieges 1941-1944*, Hamburg 2002, S. 687-729.
- 39 Daniel Jonah Goldhagen, *Hitlers willige Vollstrecker. Ganz gewöhnliche Deutsche und der Holocaust*, Berlin 1996 (邦訳: 望田幸男監訳『普通のドイツ人とホロコースト—ヒトラーの自発的死刑執行人たち』ミネルヴァ書房、2007年); Johannes Heil u. Rainer Erb (Hg.), *Geschichtswissenschaft und Öffentlichkeit. Der Streit um Daniel Goldhagen*, Frankfurt am Main 1998; Geoffrey Ely (Hg.), *The „Goldhagen-Effect“. History, Memory, and Nazism-Past*, Ann Arbor 2000.
- 40 Gerd Wiegel u. Johannes Klotz (Hg.), *Geistige Brandstiftung? Die Walser-Bubis-Debatte*, Köln 1999.
- 41 注3を参照。
- 42 基本となる新しい研究成果のなかで、ここでは若干の例を挙げるにとどめる。Christian Streit, *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und die sowjetischen Kriegsgefangenen 1941-1945*, Stuttgart 1978; Helmut Krausnick u. Hans-Heinrich Wilhelm, *Die Truppe des Weltanschauungskrieges. Die Einsatzgruppen der Sicherheitspolizei und des SD 1938-1942*, Stuttgart 1981; Ulrich Herbert, *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des „Ausländer-Einsatzes“ in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985; Gisela Bock, *Zwangssterilisation im Nationalsozialismus. Studien zur Rassenpolitik und Frauenpolitik*, Opladen 1986; Hans-Walter Schmuhl, *Rassenhygiene, Nationalsozialismus, Euthanasie. Von der Verhütung zur Vernichtung „lebensunwerten Lebens“, 1890-1945*, Göttingen 1987; Götz Aly u. Susanne Heim, *Vordenker der Vernichtung. Auschwitz und die deutschen Pläne für eine neue europäische Ordnung*, Hamburg 1991; Christopher Browning, *Ganz normale Männer. Das Reserve-Polizeibataillon 101 und die „Endlösung“ in Polen*, Reinbek 1993 (邦訳: 谷喬夫訳『普通の人びと—ホロコーストと第101警察予備大隊』筑摩書房、1997年); Ulrich Herbert, *Best. Biographische Studien über Radikalismus, Weltanschauung und Vernunft, 1903-1989*, Bonn 1996; Michael Zimmermann, *Rassenutopie und Genozid. Die nationalsozialistische „Lösung der Zigeunerfrage“*, Hamburg 1996; Saul Friedländer, *Das Dritte Reich und die Juden*, Bd. 1: *Die Jahre der Verfolgung 1933-1939*, München 1998; Bd. 2: *Die*

- Jahre der Vernichtung 1939-1945*, München 2006; Christian Gerlach, *Kalkulierte Morde. Die deutsche Wirtschafts- und Vernichtungspolitik in Weißrußland 1941 bis 1944*, Hamburg 1999; Manfred Gailus, *Protestantismus und Nationalsozialismus. Studien zur nationalsozialistischen Durchdringung des protestantischen Sozialmilieus in Berlin*, Köln 2001; Michael Wildt, *Generation des Unbedingten. Das Führungskorps des Reichssicherheitshauptamtes*, Hamburg 2002; Isabel Heinemann, „Rasse, Siedlung, deutsches Blut“. *Das Rasse- und Siedlungshauptamt der SS und die rassenpolitische Neuordnung Europas*, Göttingen 2003; Bernward Dörner, *Die Deutschen und der Holocaust. Was niemand wissen wollte, aber jeder wissen konnte*, Berlin 2007.
- 43 Aleida Assmann u. Ute Frevert, *Geschichtsvergessenheit—Geschichtsversessenheit. Vom Umgang mit deutschen Vergangenheiten nach 1945*, Stuttgart 1999; Antonia Grunenberg, *Die Lust an der Schuld. Von der Macht der Vergangenheit über die Gegenwart*, Berlin 2001.

質疑応答／ Questions and Answers in the Lecture

*ここに掲載した質疑応答は、現代史研究会と同志社大学において、それぞれ講演後に設けられたディスカッションのなかで行われた質疑応答のなかから、いくつかを抜粋したものである。質問については紙幅の問題もあり、前置きについては大幅に割愛し、質問内容も要約したうえで、テーマ別に整理した形で掲載した。また記録の転記にあたり、質問者の氏名や所属が把握できない場合もあり、ここではすべて匿名で統一することにした。ご理解願いたい。なお質疑応答の記録に際しては、現代史研究会については川喜田敦子氏(東京大学)、同志社大学については川越修氏(同志社大学)、姫岡とし子氏(筑波大学)にそれぞれご尽力いただいた。記して謝意を表したい。

“Vergangenheitspolitik” 概念について

質問 これまでドイツの過去の取り組みについては、もっぱら「過去の克服 Vergangenheitsbewältigung」が使われてきたのに対し、ここでは「過去政治 Vergangenheitspolitik」という概念、とくに「政治」が用いられているのはどのような理由によるのでしょうか？ また、ノルベルト・フライの言うところの“Vergangenheitspolitik”¹とは使い方に違いがあるように思われますが、いかがでしょうか。

リユールツ 今日ドイツで“Vergangenheitspolitik”「過去政治」、「過去政策」という概念が学術的な研究で使われる場合、ノルベルト・フライの本の影響を強く受けているというのは確かなことです。“Vergangenheitspolitik”という概念を使う多くの研究者は、まずフライの研究を引用するわけです。しかし、その場合はフライとは違う意味で使っていることが多いです。フライの場合は、アデナウアー政権の政策について、とくにドイツ人のあいだに残るナチズムの遺産に着目して論じたわけです。とはいえドイツで、政治や社会がナチズムの過去とどのように取り組むかを今日の状況も含めて議論にする際にこの概念が用いられていることも決して悪いことではありません。

“Vergangenheitspolitik”という言葉が使われるとき、ほとんどの場合はナチズムを対象としますが、中には東ドイツの過去が含まれる場合もあります。“Erinnerungsort”「記憶の場」という概念を使用する場合も、共産主義の問題が含まれることはありますが、ドイツではほぼ常にナチズムに関係して使われています。しかし、フランスの研究のように、「記憶の場」、「記憶政治」“Erinnerungspolitik”、「歴史政治」“Geschichtspolitik”といった概念をより広く、歴史全体を対象に含みこむようなものとして使っていくこともできるのではないのでしょうか。「歴史政治」“Geschichtspolitik”は常に行なわれてきたわけではありませんが、近代に入って、19世紀にはすでに多くの例を見ることができます。私は、講演の最後のところでナチズムの過去との取り組みをもっと進めていくべきだと申し上げましたが、歴史との取り組みをナチズムと共産主義だけに限定してはいけないということも申し上げました。「歴史政治」という概念には問題があると考えた研究者もいるようですが、私はそうは考えておりません。すべての社会には、さまざまな歴

史政治のあり方があるわけで、正しい歴史政策や誤った歴史政策というものはありませんが、もし歴史政策とは全く無縁な社会があると考えたとしたら、それは誠実な態度とは言えないでしょう。どのような社会も、何らかのかたちで歴史政策を行なっているのです。

ここで再びノルベルト・フライの“Vergangenheitspolitik”という著書に立ち戻るとすれば、そのタイトルのつけ方が私には皮肉めいているように思われました。フライ自身も、当時、本を手にとった人が、“Vergangenheitspolitik”というタイトルを違うように理解したと分かっていました。これはいうまでもなく良い本ですが、その意味で少々問題のある影響を残したことは確かで、タイトルに問題がなかったとは言えません。加えて申し上げるならば、ネガティブな歴史政治、つまり特定の過去から距離をとってそれを批判していくという態度は必要ですが、ポジティブな伝統を受け継いでいくことも必要です。問題は、ナチズムや共産主義の過去と批判的に取り組むことでドイツにもよき伝統があったことを忘れてしまうか、よき伝統を強調するあまり批判的な取り組みを蔑ろにするかのどちらかひとつしかないかのように、往々にして考えられているという点にこそあります。

市民のイニシアチブと歴史家、世代

質問 市民のイニシアチブによる記憶ということに関連して、現在、ベルリンでも盛んになっている「躓きの石 Stolpersteine」という運動があります。これはかつてのユダヤ人の住居の前の歩道に、その氏名と殺害された収容所、年などを記載した石を埋めていくものですが、リュールツ先生はこの運動をどのように評価されているのでしょうか。

リュールツ *Stolpersteine* の話を出していただいて、ありがとうございます。時間があれば当然講演で取り上げるべき内容でもありました。この「躓きの石」は、一般化して言うならば、かつて近所に住んでいた—そして移送され、殺害された—ユダヤ人の記憶を、彼らが生きていた場所で保とうとする市民の活動の例と言えるかと思います。その特徴のひとつは、これまでであったような大きな Denkmal とは違って名前と運命しか刻まれていないような非常に小さな記念の石を置いていくという点、もうひとつはこの「記憶」が大きな町の通りの敷石の中に埋め込まれるという形で日常の光景のなかに置かれているという点です。80年代、90年代以来、この「躓きの石」は記念碑というもののイメージを大きく変えました。この運動は徐々に広がりを見せ、私の妻の兄弟もベルリンのとある地区でこの運動に参加しましたが、多くの人々がこれに協力したわけです。この「躓きの石」は、通りを歩いていてチラッと下を見るとそこに何かがある、そこに自分たちが実行しなければならぬことへのきっかけが落ちているというものなのです。これは非常に天才的な、“genial”な考えではないかと思います。

質問 記念碑についてですけれども、歴史家たちはどのように関与したのでしょうか。歴史家といっても大学の中にいるような歴史家か、もしくはもっとグラスルーツの歴史家なのでしょうか。

リユールupp ドイツの歴史家でプロジェクトに参加する人もいますが、市民イニシアチブにはどちらかという、歴史家ではない人や歴史家でもまだ地位を確立していない人たちが積極的に関わってきました。歴史工房の場合にも、若手の歴史家、あるいはまだ歴史家の卵という状況で関わっている人が非常に多く、その意味では学術活動というよりは市民活動としての色彩が強かったわけです。

私個人の問題として少しお話してみますと、私自身もいろいろなプロジェクトに参加してきましたが、集中的に関わるようになったのは1980年代半ばからで、1980年代初めまではあまり関心はありませんでした。私は学生時代から、反ユダヤ主義、ユダヤ人迫害、第三帝国の構造などについては関心をもって研究もしていたのですが、ヒムラーが仕事をしていたのがベルリンのどこだったかというようなことには当初は全く興味がありませんでした。それが変わったのは1980年代で、時代の潮流から私もそうした問題に関心をもつようになり、突然、ヴァンゼー会議の行なわれた場所を知りたいと思うようにもなりました。会議の内容さえ分かれば歴史家としてこと足りるというものではないと考えるようになったのです。たとえばミュンヘンの現代史研究所など、ほかの歴史家にとっても同じことだったろうと思います。

私にとっては多分に偶然のことでしたけれども、ベルリンの750年記念のときに、マルティン・グロピウス・バウ記念館で文化史的な展示が大々的に行なわれることになりました。そのときに、会場のすぐ隣に、今の「テロのトポグラフィー」の場所があることを知りました。そして、これだけ巨額の資金を投じる記念行事でありながら、隣にナチの歴史の現場があるというのにそれを無視することはできないと考えて、この歴史もベルリン・プロジェクトの一部に含まれることになりました。「テロのトポグラフィー」は、こうして1980年代半ばからできていったのです。ここから始めて、いろいろなプロジェクトに参加してきました。記念碑に関する連邦議会の調査委員会、記念碑に対して連邦が年間1,000万ユーロ以上の助成金を支出することを決定した連邦政府の専門家委員会にも参加してきました。他にもカールスホルストのドイツ＝ロシア博物館の設立、ブランデンブルク州の記念の場に関する財団の設立、ヴァンゼー会議記念館の学術諮問委員会など、いろいろなプロジェクトに参加してきました。つまり、こういうことに関わろうとする著名な歴史家はそれほどいないのです。ですので、一度引き受けると、これもやらないかという問い合わせが次々に来て、一人があちらもこちらも引き受けられるようになるわけです。というのも、こういう仕事を真面目にやると非常に時間がかかるわけですね。こういう歴史の場や記憶の委員会に関わっていると、本が書けないわけです。関わらなければ、ほかの歴史家のようにまた本も書けるでしょうが…。とはいえ、この間に状況は少し変わってきました。たとえば「テロのトポグラフィー」にも毎年50万人もの見学者が来て、これは歴史学の観点から見ても重要なことだと認識されるようになりつつあるわけです。『ベルリンの750年』という本に私はエッセイを寄稿しましたが2、これも30万部も売れています。普通の歴史の本だったら良く売れたと言ってもせいぜい3000部、博士論文だったら300部ぐらいしか出ないところです。こういう本は専門家ではない一般の読者に向けて書かれるわけで、様々なプロジェクトに関わるようになってからというもの、私は、これが自分にとって重要な、アカデミックな仕事の一部だと考えるようになりました。私が博士論文の指導をした学生たちの多くも、記念

施設の館長のような形で働いていますし、こういう仕事をすることによって、大学は失ったものよりも得たものの方がずっと多いのではないのでしょうか。

質問 ウルリヒ・ヘルベルト氏(フライブルク大学)が2003年に書いた短い論文のなかで、「歴史家論争」における世代の問題について指摘しています³。つまり、この論争に関係した主な論者は1920年代生まれの世代で若い人ではない。この1920年代に生まれた人は1945年というものをよく知っているが、後の若い—彼も含めてですが—歴史家は45年というものを知らない。ずいぶん感覚が違うということを述べています。この世代の問題についてお話しいただければと思います。

リユールupp ナチの解釈という点で世代が非常に重要だというのは、ご指摘のとおり、ヘルベルトのテーゼです。1933年にナチが権力を獲得したときに親衛隊やゲシュタポなどの指導部には若い人たちが多かったんですね。1903年頃に生まれて、権力獲得時にはだいたい30歳ぐらいだったわけです。彼らは大学で学び、良き市民層の出身で、文化程度も非常に高い人たちでした。ウルリヒ・ヘルベルトは、この世代を戦時中の少年世代と評しました。第一次世界大戦時に兵士になるにはあまりにも若すぎた世代、という意味です。この世代は、若すぎたがゆえに第一次世界大戦を前線兵士として体験できなかったことを非常に心残りにしていて、だからこそナショナルな意味でも人種的な意味でも非常にラディカルになっていったのです。世代というもののもつこうした側面については、ミヒヤエル・ヴィルトがウルリヒ・ヘルベルトのこのテーゼを継承し、少し修正を加えつつもその正しさを確認しています⁴。

歴史家論争を担った世代が主として1920年代生まれだということもおっしゃる通りで、たとえばエルンスト・ノルテは1920年代初頭の生まれ、ユルゲン・ハーバマスは1929年、20年代生まれではありませんが代代的に近いのは、ハンス＝ウルリヒ・ヴェーラーが1931年生まれ、モムゼン兄弟が1930年生まれですね。この世代はだいたい1920年代ということで一括りにできます。私は彼らとは少し違って1934年生まれでしたので終戦のときには11歳で小さな少年でしたが、ノルテあるいはラインハルト・コゼレックの世代は若い兵士だったか、高射砲補助兵だったわけで、私とは別の戦争体験をしています。こういうナチ時代の体験の違いが、ナチとの取り組みにおける世代ごとの態度の違いを生み出すと言えるかと思います。

一つ例を挙げますと、コンラート・ヤーラオシュが2000年に編集した本で、1922年生まれのルドルフ・フィーアハウスから1941年生まれのユルゲン・コッカにいたるまで、いろいろな歴史家のナチ時代の体験、あるいは大学で学生時代にナチの問題とどのように取り組んだかという体験を聴き集めたものがあります⁵。私もインタビューを受けましたが、なかでも、1950年代後半の教授陣のなかにはかつてナチ黨員であった人もいたわけですが、そういう指導教官を学生時代になぜ批判しなかったのかと質問されました。そのとき私が答えたのは、私も第三帝国の時代に生まれ育ったわけで、ナチ時代がもう少し長く続いていたら私自身もナチになっていただろうと考えざるをえなかったということです。私の教授たちの世代もやはりナチ体制のなかで生きたわけです。こういうことを理解すると、歴史家としては歴史的にも政治的にも明確に評価を下

さなければなりません、個々人を道義的に断罪することに関してはやはり慎重にならざるをえないわけです。それが世代の違いというものだと思います。

質問 留学でテュービンゲンに1年間いたのですが、出会った学生たちと映画Der Untergang(『ヒトラー最期の12日間』)について話をしたときに、驚きました。そのときに思ったのは、記憶の相対化には良い面も悪い面もあるということです。ジェネレーションとの関係でもあるのですが、全く戦争を経験していない世代が大半となり、記憶の相対化が必然的に起こってくるわけですが、そこには悪い側面というのもあって、戦時中の経験をリアルに記憶できないという側面もあるのではないかと思うのですが、それについてどう思われますか。

リユールupp 質問を間違っ理解していたら、後で直してください。あなたのような若い世代の方は戦争体験も独裁の体験もないわけですがけれども、日本でも戦争や帝国主義を体験した人はたくさんいるわけですね。あなたの記憶は間接的に伝達されたものですが、新しい文献では記憶というものを三つに区分しています。一つは自分自身、個々人が体験したものです。二番目が集団的な記憶。これは社会のかなりの部分が体験していることですね。自分は経験していなかったとしても、両親や祖父母などが体験している。もう一つは文化的な記憶の領域に属するもので、これは社会の伝統や今日的な関心のあり方によって構築されるものです。こういった三つの次元の記憶があり、それぞれ異なっています。

私は2005年にこの問題について論じたことがあります、この問題については、1945年5月8日、すなわち大戦終結の日との関連で1985年から考えてきました。1945年5月8日には、同時代の人びとは85%以上がこの日を敗戦として受け止めました。国民的な破滅の日、終焉の日だと受け止め、もう生きられないと自殺した人も出たほどです。しかし今日のドイツでは、5月8日はドイツ史のなかでは殺人的な戦争と犯罪的な体制からの解放の日だと考えられています。ただし、ドイツ人自身の手によって成し遂げられたものではなく、外からの解放ではありましたが。私は、5月8日をこのように肯定的な視点から記憶していく伝統を作らなければならないと考えてきました。そのように言うと、自分の体験は違うと言う声必ずあがります。自分は追放された、直前まで空爆を受けていた、戦後の困窮のことを考えても解放だったなどとはとても言えないというわけです。しかし、歴史のなかで体験されたこと—もちろんそういうふうには体験した人たちはいるはずで、間違いではありません—と、今日の視点から私たちが知るべきことは、分けて考えなければなりません。今日、歴史家が5月8日を解放の日として語るのであれば、解放としては体験しなかった人もいることを認めなければなりません。しかし、当時は破局だと思ったという人も、今日的な視点からは、5月8日は未来に向けた始まりでありチャンスであったと考えられるということも認めなければならないのです。また、1989年に東ドイツで平和革命を実現した人びとにとっても、大戦終結は決して解放ではなく、新しい独裁の始まりでした。確かに、この日、彼らもナチの脅威からいったんは解放されましたが、すぐに新しい独裁が始まったわけです。自分たちにとっては1989年11月9日こそが解放の日だったと考える東ドイツ出身の人はたくさんいます。

今回は、5月8日に関する例でお話ししましたが、これはご質問に対する何らかの答えになるのではないかと思います。こういう答えでよかったですでしょうか。

歴史教育と記憶

質問 日本でも同じような過去の克服の問題が、東アジア、とくに中国との関係のなかで政治的な問題になっています。そこでは歴史教科書の記述が大きな争点になるのですが、ドイツの教科書記述には、ここで話しされた過去の記憶をめぐる論争というのは反映されているのでしょうか？反映されているとすれば、どういう形でされているのでしょうか？

リュールupp ドイツの歴史教科書は基本的には非常に良くできています。特に第二次世界大戦やナチ時代に関しては情報も比較的詳しく与えられていますし、歴史的あるいは政治的な評価という点でも適切に記述されています。ただし、教科書というものはおしなべて歴史を短縮して記述するわけで、記載する史実を削っていくときに問題が生じることはあります。

私は1954年にアビトゥーアを取得しました。その頃から比べると歴史の授業は変わったと思います。当時の教科書はヴィルヘルム2世の時代で終わってしまっていて、第一次世界大戦のことは扱われませんでした。1960年代以降、教科書は改善されました。1970年代には新しい世代の教員が登場して、教員もだんだん良くなってきたと思います。今日では、教科書の執筆基準や教科書のテキストそれ自体に対する批判はあまり聞きません。どういうふうな授業が行なわれているかというところは別の問題ですが、とくにナチ時代については、この問題に関心の深い教員は概して多いように思います。1960、70年代に歴史を学んだ教員のなかには、ナチ時代について関心をもって勉強した人が多いと言えるのではないかと思います。

また、ドイツには国際教科書研究所がありまして、ここではドイツといろいろな国の教科書を批判的に比較検討しています。そもそもはフランスとドイツの活動に始まって、他に最も重要なのはドイツとポーランドのプロジェクトですが、それに加えてドイツとイスラエルの共同教科書委員会というのもあって、私もメンバーの一人でした。こうした活動を通じて、他の国の歴史家にドイツの歴史教科書を検証してもらう機会が得られるわけです。こういうなかで、教科書の記述は年を追ってよくなりました。今の教科書記述はおおむね満足できるものになっていると思います。

インゲボルク・リュールupp (リュールupp夫人) ドイツでの教科書の位置づけは、フランスやアメリカ合衆国などとは異なっていると思います。ドイツの場合には、教科書は歴史を教えるときの共通の基盤というわけではなく、授業は個々の教員の力量と特性にかかっているところが非常に多いと思います。

私はここ一週間ほど日本にいて、日本の歴史のことを考えているのですが、私たちが使っていた教科書には19世紀、20世紀の日本については三つの事柄しか載っていませんでした。1853年のペリー来航と開国のことが10行くらい、それから真珠湾攻撃とヒ

ロシマ。それぐらいしか習わないわけです。これは日本の歴史を嫌悪しているわけではなくて、まさに短くしようとして削った結果です。私は現在のドイツの教科書の問題は、政治的な方向性云々にあるわけではなくて、あまりにもドイツの歴史ばかりを教えて他のヨーロッパの国々の歴史や世界史を教えていないことにあるのだと思います。では、たとえば、ヨーロッパの戦争についても教えながら、アジア太平洋戦争についてもきちんと扱っていかうとしたときにどうすればよいかと考えても、私には答えは出せませんが…。

質問 教科書のことについてですが、私も30年ほど前から、高校の世界史の教科書の執筆に携わっています。日本の歴史教科書には自国の歴史と外国の歴史との二種類あって、私は外国の歴史のほうですが、初めの10年ぐらいは文部省の検閲官との激しいやりとり、これにずいぶん大きなエネルギーを奪われました。たとえば「侵略」という言葉を使うと必ず訂正を命じられ、「進出」といった言葉に置き換えさせられました。たとえば「満州事変」なんかは侵略としか言えないわけなので、それに抵抗するために時には7時間から8時間ぐらいの議論をしたこともありました。そういったものが残念ながら日本の国内の世論の高まりではなくて、外国、とくにアジアの隣国からの批判が支えになって検閲の方針も変わって、侵略という言葉も自由に使えるようになったというわけです。今のところ世界史に関しては、日本史のような形で検閲官との間の厳しい緊張関係というのはなくなっています。ただ、日本の歴史教科書で私が一番悩みに思っているのは、ドイツの教科書が非常に厚くて多くの内容をもっているのに対して、日本の教科書が非常に薄いことです。教科書の使い方が違うわけで、ドイツの教科書は子どもがそれを読んで自分でいろいろ考えたり、歴史を楽しむことができるような性格の教科書ですが、日本の場合は受験用に教科書に書いてあることは全部覚えなければいけないということから、できるだけ薄くて内容が精選されていることが歓迎される、売れるという状況です。その点、厚い教科書をドイツの歴史の先生はどういうふうに使って教育を行なっているのか聞かせていただきたいと思います。

リールupp これは私の得意分野ではないので、周縁的な答えしかできませんけれど…。妻の方がこのことは体験的に良く知っていると思います。

歴史には自国史と、他国史すなわち世界史があります。役人や政治家が関心をもつのはやはり自国史で、日本以外の国でも、自国史に対するコントロールは世界史よりも強いはずですが。もちろん例外はあるでしょうけれども。

ドイツの歴史教科書はそれほど厚いわけではありませんが、やはり比較的厚いですね。今の教科書は図版とか表といったものがたくさん載っていて、テキストはページの半分くらいでしょうか。教科書によってかなり違いますが。

授業は、考えさせることを重視します。これは大学の講義でも言えることですけれども、講義やゼミでは知識の伝達は主目的ではありません。知識を伝達しようと思ったらどんな講義を聴くより良い本を読んだ方がいいに決まっているわけです。逆に、大学教員にできるのは、歴史的な出来事、経緯、当時のメンタリティなどについて考えさせることです。そういうかたちで歴史と向き合うことは、大学生だけでなく、優秀であれば

高校生にもできるはずです。昔は、歴史家は記憶力がよくなければならぬと考えられていたわけですが、今はちょっと違います。もちろんデータは頭のなかに入っていないわけですが、データは調べることもできるわけですね。ですからデータを学んだら、またすぐ次のデータというのではなくて、考えることが大事です。その意味で、ドイツの学校教育で、歴史について考えさせ、カテゴリー化させたり、評価を下すための基準をもたせるようにしたりといった点を重視しているのは、方向性として正しいと思います。先ほど妻も言いましたように、フランスなど他の国で今でも歴史的な事実をたくさん詰め込んでいるということについては、それが伝統で機能もしているわけですし、外から批判すべきではないでしょうが、ドイツは考えさせるということに非常に重点を置いています。

-
- 1 Norbert Frei, *Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit*, München 1996.
 - 2 Reinhard Rürup, “Vergangenheit und Gegenwart der Geschichte. 750 Jahre Berlin”. in: Ulrich Eckhardt (Hg.), *750 Jahre Berlin. Stadt der Gegenwart*. Berlin 1986. S.66 -111.
 - 3 Ulrich Herbert, “Drei politische Generationen im 20. Jahrhundert”, in: Jürgen Reulecke (Hg.), *Generationalität und Lebensgeschichte im 20. Jahrhundert*, München 2003, S.95-114.
 - 4 Michael Wildt, *Generation des Unbedingten. Das Führungskorps des Reichssicherheitshauptamtes*, Hamburg 2002.
 - 5 Konrad Jarausch u. Rüdiger Hohls (Hg.), *Versäumte Fragen. Deutsche Historiker im Schatten des Nationalsozialismus*, Stuttgart 2000.